

奈良県教職員結核対策専門委員会規則の一部を改正する規則（案）

奈良県教職員結核対策専門委員会規則（昭和二十八年六月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「十人」を「十人以内」に改め、同条第二項中「教育長が委嘱」を「教育委員会が委嘱し、又は任命」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月 日から施行する。

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>奈良県教職員結核対策専門委員会規則の一部を改正する規則</p>	<p>委員会の組織の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 組織の見直し (1) 委員を10人以内とする。 (2) 委員は、関係官公庁の職員並びに学識経験のあるもののうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (第3条関係)</p> <p>2 施行期日 平成27年1月 日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教職員結核対策専門委員会規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（組織） 第三条 専門委員会は、委員十人以内で組織する。 2 委員は、関係官公庁の職員並びに学識経験のあるものの中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p>	<p>（組織） 第三条 専門委員会は、委員十人で組織する。 2 委員は、関係官公庁の職員並びに学識経験のあるものの中から教育長が委嘱する。</p>